

安八町社会教育の方針と重点

安八町教育委員会

【1】安八町社会教育の方針と重点

県教育委員会の示す「岐阜県社会教育・文化振興の方針と重点」並びに安八町民憲章と安八町第五次総合計画を踏まえ、本町の社会教育の方針と重点を次のように策定する。

方 針

☆ 町民が自立し共生できる地域社会の実現を目指す社会教育の推進

～1町民「1学習・1スポーツ・1ボランティア」の推進～

- 豊かな人づくり・まちづくりのために、家庭や地域社会の教育力の向上を図る。
- 豊かな人づくり・まちづくりのために、自発的な学習活動を支援する。
- 豊かな人づくり・まちづくりのために、「ボランティア活動」の推進を図る。
- 豊かな人づくり・まちづくりのために、「町民の健康づくり」の為、スポーツの推進を図る。

重点と施策

1 家庭、学校、地域社会が連携し、社会全体で子どもたちを育む環境づくりの推進

(1) 関係団体と連携した社会教育活動の推進

- 課題を明確にした研修会や研究会の推進
 - ・社会教育委員等研修会等への積極的参加
 - ・県社会教育推進大会開催等の支援
- ◎社会教育団体との連携の強化
 - ・公民館、子ども会育成会等が実施する社会教育推進するための事業_(子どもたちの学びを支援する取り組み)の推進

(2) 家庭の教育力の向上

- ① 保護者が家庭教育への関心を一層高め、自ら学び、実践できるようにするため、啓発や各種研修会の開催を推進する。
 - ◎家庭教育学級の充実
 - ・家庭教育学級リーダーや学校職員の研修の充実
 - ・具体的な事例を示した手引き「家庭教育プログラム」の活用の推進
 - ・小中学校の校長や教頭による家庭教育支援体制づくり
 - 企業・事務所と連携した家庭教育支援の推進
 - 県PTA 連合会が行う家庭教育充実のための取組との連携強化
 - 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の展開

(3) 地域の教育力の向上

- ① 地域で学校の教育活動を支える体制づくりを推進するため、学校支援の中核を担う指導者の育成や資質向上を図る。
 - 放課後子ども総合プランの推進と活動内容の充実
 - 土曜日の教育支援体制構築事業の推進
 - ◎地域で学校の教育活動を支援する体制づくりの支援

- ・ボランティア人材の発掘・育成・活用
- ・みんなの子育て講座事業の推進
- PTA活動等を通じた家庭や地域社会の教育力向上
 - ・PTA等による「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動や「食育」の推進を支援し、家庭教育の向上を図る。
 - ・家庭、学校、地域社会の架け橋としてのPTA活動や指導者の研修を積極的に支援
- 父親の家庭教育参加への自覚を促す
 - ・家庭の日の充実
- 子育てネットワークづくりの推進
- 家庭・学校・地域社会の役割の明確化、融合の推進
- 子どもが生活体験・社会体験・自然体験を広げるための情報提供や活動機会の充実
- 子育てに関する様々な悩みに対応できる相談機会の提供
 - ・町教育相談の活用
- 基本的な生活習慣や心豊かな子どもの育成にかかわる学習機会の充実や、子育てを支援する教育環境の整備を関係機関、企業等と連携して推進する

② 子どもの読書活動や体験活動の推進

- 岐阜県図書館と学校図書館等との連携を強化し、子どもが読書に親しむことができる機会や場の充実
- 家庭における読書活動の支援
 - ・各小学校への出前図書の充実
 - ・幼児期の親子読書や絵本との出会いの推進
 - ・学校、PTAや子ども会等の少年団体と連携し、体験活動の推進を図る
- 子どもの自主的な読書活動を推進するための「子どもの読書活動推進計画」の着実な推進を図る
- ◎図書館サービスの向上・学習室の効果的利用

(4) 子どもたちを見守り育む環境づくりの推進

① 公民館活動を通しての地域教育力の向上

- 児童生徒の学習、体験活動の機会提供、情報提供の充実
 - ・ジュニア文化サークルの学習、体験活動、学習発表会の充実
 - ・ジュニア文化サークル指導者協議会の活動充実
 - ・夏休み親子教室の学習、体験活動の充実

② 子どもたちの豊かな人間性を育む活動の推進

- 青少年の社会奉仕体験、自然体験活動、その他の体験活動を広げるための活動機会や情報提供の充実
 - ・地域人材や資源を活用できるよう関係機関が互いに情報を共有化する体制づくり
- ◎青少年育成関係団体の主体的活動への支援
 - ・青少年の社会性や道徳的実践力など豊かな人間性を育む青少年育成関係団体の主体的な活動の支援
- 青少年育成町民会議を核とした地域ぐるみの青少年健全育成の推進
 - ・夏休み夜間街頭パトロールの充実
 - ・学校、PTA、教育委員会が連携した下校時地域巡回パトロールの継続と充実
- 思いやりのある町づくり運動の推進

③ 活力と自立あるまちづくり

- ◎社会活動参加の促進
 - ・ボランティア活動の推進
 - ・イベント事業参加の促進
- 国際交流の充実
 - ・中国、オーストラリアとの少年教育交流事業の充実
 - ・ALTによる国際交流事業の充実

④ 生涯学習ボランティア活動の充実

- ◎1家庭1ボランティア活動の推進

- 生涯学習ボランティア団体への積極的な支援
 - ・各団体のネットワーク化による自主的な運営の促進と充実

⑤社会教育関係団体への支援強化

- ◎社会教育関係団体の主体的活動への支援
 - ・地域指導者との連携による子ども会インリーダー研修の充実

(5) 主体的な学習活動への支援

① 社会教育の指導者養成と研修

- ◎地域社会における人材の情報の収集、活用の推進
- 社会教育関係職員や団体等の指導者養成及び各種活動の推進
- 社会教育に関する高い専門性を要求される社会教育主事等の行政職員や社会教育団体等の指導者の養成と資質向上を目指した研修の充実及び連携の推進
- ITリテラシーの育成等の社会教育施設が、家庭教育や地域社会における学習活動の拠点となるよう支援

② 主体的な学びの場の提供

- 生涯各期の発達課題や、学習者の個性やニーズに応じた学習講座の運営
- ◎中央公民館・ハートピア安八・勤労青少年ホーム等生涯学習施設による学習機会の充実
- 町広報誌（「学びの部屋」欄）やインターネットによる継続的な学習情報の充実
- 生涯学習ガイドブック「ひとり1学習 1スポーツ 1ボランティア」によるきめ細かな学習情報の提供
- 西美濃連携講座に関する学習情報の提供
- 図書等図書館資料の幅広い収集と提供
- 天文台・プラネタリウムの活用
 - ・宇宙、天文に対する関心の高揚と観測活動の推進
 - ・学校教育に即した天文学習の支援
- 児童館活動による児童健全育成の推進

③ ふるさと教育の推進

- ふるさとに愛着と誇りを持つ学習の場の提供
 - ・歴史民俗資料の収集・展示活動による郷土理解の推進
 - ・郷土の先駆者の紹介などふるさとをテーマにした企画展の開催
- ふるさとを題材（町の施設、歴史、産業、くらし等）にした出前講座のメニューの充実
- ◎安八つたえ話やてるてる姫伝説の紙芝居を活用した取り組みの推進

2 人権尊重の教育の推進

(1) 社会人権教育の推進

- ◎生涯学習講座、家庭教育学級、出前講座等での人権学習の位置付け

(2) 人権教育に関する学習機会の情報提供

- 人権問題解決のための学習機会と指導體制の充実
- 人権教育に関するさまざまな情報提供と関係機関との連携強化
- 人権啓発記事の町広報誌への掲載

【2】安八町スポーツ振興の方針と重点

県教育委員会の示す「スポーツ振興の方針と重点」ならびに安八町民憲章・安八町第五次総合計画をふまえ、本町のスポーツ振興の方針と重点を次のように策定する。

方 針

☆1町民「1スポーツ」の推進

町民のスポーツの日常化を図り、生涯スポーツ社会の実現を積極的に推進する。

重 点 と 施 策

1. 生涯スポーツの振興・推進

- ◎親子・三世代を対象にした家庭参加型プログラムの提供
 - ・ファミリースポーツ推進のスポーツイベント等の開催
 - ・住民のニーズの収集によるスポーツプログラムの提供
- ◎健康の維持・増進のためのスポーツ教室の開催
- ◎小学校低学年向けボール遊び教室開催
- 地域でのスポーツプログラムの提供と地域スポーツ活動の推進
- 軽スポーツの普及促進
- スポーツボランティアの育成と組織化

2. スポーツ関係団体の育成と連携強化

- ◎民間スポーツクラブとの協働による世界で活躍するスポーツ選手の育成支援
- 各種団体との連携強化
- ◎スポーツ同好会の育成と組織化
- 体育協会の組織拡大と加盟団体の育成強化
- 自主活動のできるスポーツ少年団の育成
- 体育振興会の育成強化
- 関係諸機関（学校、企業内スポーツクラブ）との連携・交流

3. シンボルスポートの振興

- ◎ソフトバレーボールの普及推進

4. 競技スポーツの振興

- ◎県、東海、全国大会等への出場者の支援
- ◎強化スポーツ教室の開催

5. スポーツ指導者の資質と向上

- ◎スポーツ指導者の育成及び資質の向上
 - ・スポーツ指導者登録制度の普及促進
 - ・指導者講習会・研修会への積極的な参加促進及び支援

6. スポーツ施設の利用促進

- ◎スポーツ施設の管理・調整と利用促進
- スポーツ・レクリエーション用具の利用促進

7. スポーツ情報の提供

- 各種スポーツ事業、行事・研修会等の広報活動の充実
- スポーツ施設の利用方法・状況の情報提供

8. その他

- ・県・東海大会等への支援
- ・ゆーみんぐ入場料の1/4額助成
- ・全国軟式高校野球岐阜県大会の支援(会場：安八町総合運動公園「野球場」)

【3】安八町文化振興の方針と重点

県教育委員会の示す「岐阜県文化振興の方針・重点」並びに安八町の町民憲章と安八町第五次総合計画をふまえ、文化振興にかかわる方針と重点を次のように策定する。

方 針

☆豊かな心を育み感動の輪を広げる文化の振興

文化芸術の振興により、創造性を育み、相互理解と多様性を受け入れる豊かな人間性を培うため、読書活動の推進、文化芸術活動の支援や文化財・伝統芸能の継承に努めるとともに、町民に親しまれる文化施設の運営に努める。

重 点 と 施 策

1. 文化芸術活動の振興

(1) 文化創作活動の奨励と発表機会の充実

- 多くの幼児・児童・生徒が参加できるような創作活動の奨励と、その発表機会の充実
- ◎ジュニア文化サークルの学習、体験活動、学習発表会の充実
- ◎文化団体の育成と支援
- 文化事業の充実
 - ・安八ふれあい祭り、青少年劇場、文化夢まつり等の充実

(2) 幼児期から発達段階に応じて優れた文化芸術に触れる機会の充実

- 創造性と情操及び文化芸術活動への参加意欲を高めるための幼児期から青年まで発達段階に応じた優秀な文化芸術に触れる機会の充実

(3) 学校等が推進する文化芸術への支援

- 心豊かな青少年の育成を図るため学校等が推進する文化芸術活動及びその組織の充実と拡大

2. 文化財や伝統芸能の保存・伝承・活用

(1) 次世代への文化財愛護思想の普及

- 次世代への文化財愛護思想の普及を通して、歴史的風土の中で培われた文化財や伝統芸能の今日的意義を考え、その価値の理解への支援
 - ・「ふるさと学習」等の実施と支援
 - ・新安八町史の編成に向けた取り組み

(2) 文化財や伝統芸能の保存・伝承・活用の支援

- 文化財や伝統芸能の保存・伝承・活用を通しての町民文化の向上
- 文化継承団体等との連携による地域文化の掘り起こし
- 郷土資料庫保存資料の展示と活用

(3) 文化財や伝統芸能に関する調査研究等の推進

- 文化財や伝統芸能の資料収集・調査研究を通して、その価値の正確な評価、保護の指針の決定

(4) 町民に親しまれる文化施設の運営

- ◎町民のニーズにあった企画運営や多角的な文化情報提供の推進
- 文化芸術や文化財を教育資源とする積極的な取り組みの推進
- 児童生徒の文化的な素養をはぐくむために、学校教育等での文化芸術や文化財の積極的な活用の推進
- 安八町ゆかりの人の紹介展を継続実施し、魅力ある展示の場の充実に努める

【4】安八町社会人権教育の方針と重点

人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。また、社会人権教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことによって、民主的な人間としての資質の育成と民主的な人間関係の醸成を図ることである。

この精神に則り、学校教育及び社会教育の密接な連携の下に、計画的、継続的に社会人権教育を推進し、明るく幸せに満ちた民主主義社会の実現に努めることが肝要である。

【参考：法務省 平成28年度 啓発活動重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」】

方 針

☆人権尊重の精神に基づく社会人権教育の推進

- 推進体制の整備・充実と関係諸団体（学校教育機関、人権擁護委員等の人権擁護機関）との連携強化
- 偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚

重 点 と 施 策

1. 学校人権教育

本町の人権教育の方針に則り、全教職員が研修を通して人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を基盤に全教育活動を通して相手の立場や権利を重んじ正しい認識に立って公正公平に判断し行動できる人間性豊かな児童・生徒の育成に努める。

- 小・中学校は、学校教育計画の中に人権教育推進の重点を位置付ける
- 地域及び児童生徒の実態を明らかにし、児童生徒の発達段階に則した指導計画を作成し、人権教育の観点を明確にした事業実践をする
- ◎現職教育の一環として、教職員の人権教育研修を実施し、人権問題に対して正しい認識を深め、指導姿勢の確立を図る
- 学校における人権教育の内容、特に「ひびきあいの日」の取り組みを中心に地域や保護者に理解されるようにする
- ◎様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を培う

2. 社会人権教育

社会教育においては、生涯の各時期において、町民に学習の場や機会の提を図り、人権の尊重、合理的な精神、社会的連帯意識を学習の基盤として、学校や関係諸団体との密接な連携を図りながら本町の実績に即した社会人権教育を推進する。

- 安八町社会人権教育推進会議を充実し、学校や家庭、関係諸団体との連携を図りながら地域ぐるみの人権教育の推進に努める
- ◎各種生涯学習講座・家庭教育学級・出前講座等の社会教育活動に、人権問題の学習機会を位置付け、正しい認識と人権意識の高揚に努める
- 人権教育資料を整備・充実し、啓発活動に努める
- 県、県教育委員会、団体等の主催する研修会に積極的に参加し、指導者の資質の向上に努める